

## 川内港貿易補助金交付要綱

(平成16年かごしま川内貿易振興協会規程第1号)

### (目的)

第1条 この要綱は、川内港において外貿定期コンテナ船（外貿コンテナを輸送する内航フィーダーコンテナ船を含む。以下「外貿定期コンテナ船等」という。）又はその他外国貿易船を利用する荷主に対し、その輸出入に要する経費の一部を本協会が補助することにより、川内港における新たな荷主の発掘を図り、もって川内港の背後圏における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外貿定期コンテナ船 外航航路を利用し、外貿コンテナ貨物を輸送する船をいう。
- (2) 内航フィーダーコンテナ船 国内航路を利用し、外貿コンテナ貨物を輸送する船をいう。
- (3) 外貿コンテナ 外貿定期コンテナ船により輸送されるコンテナ貨物をいう。
- (4) 外国貿易船 コンテナ船以外の外航航路を利用した貨物を輸送する船をいう。
- (5) 農産品 農畜水産品、加工食品、焼酎・水等の食品をいう。

### (補助対象者)

第3条 川内港貿易補助金（以下「補助金」という。）は、川内港において外貿定期コンテナ船等又はその他外国貿易船を利用した企業（個人経営者を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。この場合において、当該企業が直接荷主とならない場合も、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができる。なお、製紙原材料であるチップの貿易活動や利用運送事業者（第2種）による混載サービスを受けた者は対象外とする。また、川内港木材輸出促進補助金及び川内港製材輸出促進補助金との重複受給はできないものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、補助金の限度額は予算の範囲内とし、1交付対象者1年度当たりコンテナ20個までを上限とする。

- (1) コンテナ貨物にあつては、コンテナ1個当たり2万円（20フィートコンテナ、40フィートコンテナに関わらず同額。以下同じ。）とする。
- (2) 川内港貿易補助金の交付実績がない荷主については、当該年度に限りコンテナ1個当たり2万円を加算する。
- (3) 前第1号のコンテナがリーファーコンテナである場合は、コンテナ1個当たり1万円を加算する。
- (4) 前第1号のコンテナが農産品の輸出コンテナである場合は、コンテナ1個当たり1万円を加算する。
- (5) 前第1号のコンテナが薩摩國広域輸出促進協議会を構成する自治体内で収穫、生産又は製造された農産品の輸出コンテナである場合は、コンテナ1個当たり2万円を加算する。

2 前項の規定にかかわらず、バラ積貨物にあつては、貨物1kg当たり1円とし、上限額を40万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、直接又は海貨業者等を通じ予め補助金交付申請の仮予約（別記第1号様式）を行い、当該貨物の輸出入を行った日から当該年度の末日までに、川内港貿易補助金交付申請書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、当該年度の末日直前に当該貨物の輸出入を行った荷主にあつては、当該貨物の輸出入を行った日から14日以内に申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、川内港貿易補助金交付決定通知書（別記第3号様式。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

(不交付決定)

第7条 会長は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが不適当と認めたときは、川内港貿易補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第8条 会長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規程する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日) (平成16年かごしま川内貿易振興協会規程第1号)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 従前の川内港貿易補助金交付要綱(平成11年かごしま川内貿易振興協会規程第1号)は、廃止する。

附 則 (平成17年かごしま川内貿易振興協会規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年かごしま川内貿易振興協会規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年かごしま川内貿易振興協会規程第1号)

この規程は、平成25年8月9日から施行する。

附 則 (平成27年かごしま川内貿易振興協会規程第1号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年かごしま川内貿易振興協会規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年薩摩川内市貿易振興協会規程第1号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年薩摩川内市貿易振興協会規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年薩摩川内市貿易振興協会規程第1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年薩摩川内市貿易振興協会規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。